

「スポーツ少年団登録者処分基準」における再教育プログラム 基本的な内容

【処分期間開始から 30 日以内】

◎レポート（反省文）の提出

〔レポートには次の内容を含むものとする。〕

- ・ 今までの指導（行動）を振り返って
- ・ 自分が行った違反行為について
- ・ これからの指導（行動）について

【処分期間中】

◎関係資料等による再学習

〔再学習には次の内容を含むものとする。〕

- ・ 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
- ・ ガイドブック「スポーツ少年団とは」
- ・ その他、再教育に資する資料等

【処分期間終了前から 30 日以内】

◎レポート（反省文）の提出

〔レポートには次の内容を含むものとする。〕

- ・ 今までの指導（行動）を振り返って
- ・ 自分が行った違反行為について
- ・ これからの指導（行動）について

※ 上記を基本とし、具体的なプログラムについては、処分決定機関（市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団）において、事案ごとに決定する。

【参考】再教育プログラムに関する記載箇所

（処分の種類、内容）

4. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

（3）活動停止

文書での通知を以って、一定期間スポーツ少年団活動を停止させる。

活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。

継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

（再教育プログラム）

1 1. 登録取消し処分を受けた者が再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。

1 2. 前項及び第 4 項第 3 号における再教育プログラムの内容は、**日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容**を含むものとし、その修了判定については、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団で決定する。

1 3. 活動停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において、被害者との示談の有無、被害者の処分に対する考え、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の活動停止期間の半分を下回らない限度で、当初の活動停止期間を短縮することができる。

1 4. 再教育プログラムは、必要に応じ、注意処分または嚴重注意処分を受けた者に対しても課すことができる。